

2015年3月27日
一般社団法人 全国労働金庫協会
理事長 中江公人

預金保険料率の変更について

2015年3月27日に開催された預金保険機構の運営委員会において、預金保険料率の変更が決定されました。金融庁長官と財務大臣の認可取得が前提となりますが、4月1日以降に適用される預金保険料率の実効料率が0.042%に変更されることとなります。

わが国の預金保険料率は、1996年度に早期の不良債権処理を目的として、実効料率が引き上げられましたが、労働金庫業態としても預金保険の重要性を十分に認識したうえで、預金保険機構に設置された「預金保険料率に関する検討会」で料率を引下げることが適当と申しあげて参りました。

労働金庫業態としては、今般の預金保険料率が引き下げられた際には、それを有効に活用し、今後とも各労働金庫が健全経営の努力を続けるとともに、お客さまの利便性向上に努め、すべての勤労者のみなさまに身近で信頼される福祉金融機関としての役割をより一層発揮してまいります。

以上